

平成23年7月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 加藤 雅子
平成23年(ワ)第27号 行政文書一部不開示決定処分一部取消請求控訴事件 (原審
・東京地方裁判所平成22年(ワ)第285号)

口頭弁論終結日 平成23年4月21日

判 決

控 訴 人

被 控 訴 人

代表者兼処分行政庁

指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
- (2) 法務大臣が控訴人に対し平成22年5月12日付けでした行政文書一部不開示決定のうち原判決別紙1の①, 別紙2の③, ④a, ④b及び④c並びに

別紙3のア、イ、ウ、エ(ア)、オ、カ、キ及びクの各箇所を不開示とした部分を取り消す。

(3) 法務大臣は、控訴人に対し、前項の各箇所を開示する旨の決定をせよ。

(4) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要

1(1) 東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）は、平成22年4月9日、国を被告とする、沖縄返還に関わる密約文書の公開等を求める訴訟（以下「対象訴訟」という。）について、判決を言い渡した。

(2) 控訴人は、平成22年4月14日、処分行政庁に対し、対象訴訟の判決書（以下「対象判決書」という。）の開示を請求した。

(3) 処分行政庁は、対象判決書に記載された情報のうち、対象訴訟の原告ら（以下「対象訴訟原告ら」という。）25名の各氏名及び各住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、対象訴訟及び対象訴訟原告らのうちの1名が原告となった別件訴訟（以下「別件訴訟」といい、対象訴訟と併せて「対象訴訟等」という。）の各事件番号及び各事件名は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、情報公開法5条1号に該当するとして、平成22年5月12日、控訴人に対し、上記各情報が記載された部分（原判決別紙1の①及び②、別紙2の③及び④並びに別紙3のアからクまでの各箇所。以下「本件不開示箇所」という。）を不開示とし、その余を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

(4) 本件不開示箇所には、それぞれ以下の各情報が記載されている。

ア 原判決別紙1の①の箇所

対象訴訟の事件番号

イ 原判決別紙1の②の箇所

対象訴訟の事件名

ウ 原判決別紙2の③の各箇所(25箇所)

対象訴訟原告ら25名の各氏名

エ 原判決別紙2の④の各箇所(25箇所)

対象訴訟原告ら25名の各住所

オ 原判決別紙3のアからウまで及びオからクまでの各箇所

対象訴訟原告らのうちいずれかの者の氏名(氏のみのもを含む。)

カ(ア) 原判決別紙3のエ(ア)の箇所

別件訴訟の事件番号(別件訴訟が係属していた裁判所名を含む。)

(イ) 原判決別紙3のエ(イ)の箇所

別件訴訟の事件名

(5) 控訴人は、平成22年5月26日、本件訴えを提起して本件決定の取消しと法務大臣に対する本件不開示箇所を開示する旨の決定の義務付けを求め、これに対し、被控訴人が、上記(3)のとおり、本件不開示箇所は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるとし、情報公開法5条1号に該当するとして、控訴人の請求を争った。

(6) 原審が、① 上記(4)のイ(対象訴訟の事件名)及びカ(イ)(別件訴訟の事件名)はいずれも個人識別情報には当たらないが、他の本件不開示箇所に係る情報は個人識別情報に当たる、② 上記の個人識別情報に当たると判断した本件不開示箇所に係る情報は、情報公開法5条1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない、として本件決定のうち上記①の対象訴訟及び別件訴訟の各事件名を不開示とした部分を取り消し、同部分を開示する旨の決定を義務付け、その余の本件処分取消しを求める請求を棄却し、棄却

した請求部分に係る本件不開示箇所の開示の義務付けの訴えを却下したため、控訴人が控訴した。

当審における審判の対象は、本件不開示箇所のうち原判決が開示すべきものとしなかった部分についての控訴人の請求の当否である。

- 2 前提事實は、原判決の「事實及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2（原判決2頁20行目から4頁13行目まで）のとおりであるから、これを引用する。
- 3 争点及び争点についての当事者の主張の要旨は、原判決の「事實及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3（原判決4頁14行目から11頁11行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件請求は、本件処分のうち原判決別紙1の②及び原判決別紙3のエ(イ)の各箇所を不開示とした部分を除く部分について、その取消しを求める請求は理由がなく、開示する旨の決定の義務付けを求める訴えは却下すべきものと判断する。その理由は、以下のとおり訂正するほかは、原判決の「事實及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3に記載（原判決11頁13行目から22頁20行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決17頁7行目から16行目までを次のとおり改める。

「しかし、民訴法91条1項から5項までの規定の趣旨に照らせば、同条1項は、訴訟記録の閲覧を請求する者が対象とする事件を特定してその記録の閲覧を請求することを認める規定であり、対象とする事件が請求者によって特定されていることを前提とするものであるから、この前提を離れて訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもない。したがって、同項を根拠にして原告の主張するように解することはできない。」

(2) 原判決18頁6行目から12行目までを次のとおり改める。

「しかし、訴訟事件の口頭弁論が開かれる際に裁判所の庁舎内に開廷表が掲示されるなどの措置が執られるのは、憲法82条1項が裁判の公正を確保するために裁判の公開の原則を定めている趣旨にかんがみ、相当と認められる範囲内で来庁者の便宜を図る目的によるものであるにすぎず、その措置の態様も、原則として当該事件の口頭弁論が開かれる当日に、その裁判所の受付付近や当該事件の口頭弁論が開かれる法廷付近等に限られている。このように、上記の措置が執られている趣旨、目的、その内容及び態様に照らせば、上記の措置が執られていることを理由に、裁判所が口頭弁論が開かれる事件に含まれる情報を一般的に公にしているということができないことは明らかであり、したがって、上記の措置により来庁者が知ることが可能な情報が法令の規定により又は公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報に当たるということとはできない。」

(3) 原判決18頁22行目から19頁15行目までを次のとおり改める。

「しかし、具体的事実関係の下に示され、国民にとって必要、かつ、有益な裁判規範は国民に提供することが相当であるということができるところ、法律雑誌に掲載される判決等は、事案の内容等にかんがみて、学者その他の法律専門家、行政官庁や企業の法務担当者、学生その他の関心のある国民に、参考になると思われる事実認定や具体的事実関係に即した法的判断を広く紹介するために、全国各地の裁判所において言い渡される膨大な数の判決等の中から、掲載する意義があると認められるものが選択されて掲載されるに至っているものであり、しかも、掲載されることにより個人の権利利益が侵害されることがないように相当と認められる措置が執られた上で掲載されている。このように、公益にかなう目的のために必要、かつ、有益なものとして選択された判決等が、個人の権利利益が侵害されることがないように相当と認められる措置が執られて法律雑誌に掲載されて

いる以上、そのことを捨象して、上記判決等に個人情報の一部含まれていることを理由に、判決書一般について、包含されている個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているということができないことは明らかである。このことは、最高裁のホームページなどで公開される判決等についても同様に当てはまる。なお、対象訴訟等の各判決が最高裁のホームページなどで現に公開されていることを認めるに足りる証拠はない。」

(4) 原判決20頁8行目から12行目までを削除する。

(5) 原判決21頁12行目から18行目までを次のとおり改める。

「しかし、本件報告書は、対象訴訟において問題とされた沖縄返還にかかわる密約文書の存否に係る調査報告書であり、その作成及び公表の趣旨及び目的、その中における対象訴訟の位置付け等に照らすと、対象訴訟につき対象訴訟原告らのうち一部の者の氏を冠した通称名が用いられていることを理由に、当該原告の氏名全部が公にされているということとはできないし、まして、対象訴訟原告らのうち他の者についてまでその氏名が公にされているということとはできないから、対象訴訟原告らの各氏名が慣行として公にされている情報であるということとはできない。」

2 控訴人は、当審においても重ねて、① 対象訴訟原告らのうち一部の者は、対象訴訟に係属した裁判所並びに事件番号及び事件名をその著書で公開していることからすれば、本件不開示情報は情報公開法5条1号ただし書イに該当する、② 別件訴訟の事件番号を開示することによって対象訴訟原告のプライバシーが侵害されることはない、③ 対象訴訟原告の氏名及び住所は個人情報として保護すべき理由がないなどと種々主張する。

しかし、控訴人が主張する事実が認められるからといって、控訴人が指摘する情報が情報公開法5条1号の個人情報又は個人識別情報であることに変わりはないし、また、同号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ

れている情報」であるとも認めることはできない。控訴人は、これらの情報を公開しても対象訴訟原告の権利利益を害するおそれはないと主張するが、そのことを理由として個人識別情報を開示すべきものとする規定は情報公開法に存在せず；これを不開示とした処分行政庁の判断が違法であるということとはできない。また、控訴人のその余の主張に対する判断は前記のとおりである。

控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

第4 結論

よって、上記と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 高 世 三 郎

裁判官 加 藤 謙 一

裁判官 増 森 珠 美

これは正本である。

平成23年7月14日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 加藤 雅

